

医学部における GPA に関する申合せ

令和3年9月30日
学部教育部門会議決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条第3項及び国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条第3項の規定に基づき、滋賀医科大学(以下「本学」という。)の学部における Grade Point Average (以下「GPA」という。)制度の運用に関し、必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行い、学部生の学修意欲の増進及び学修成果の明確化、並びに教員による学生への学習指導の促進を図るとともに評価基準の明確化や厳格な成績評価による教育の質の向上を果たすものとする。

(GP)

第2条 Grade Point (以下「GP」という。)は、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条及び国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条に定める成績評価に基づき、次のとおりとする。

成績評価			GP
素点	評語 (和文)	評語 (英文)	
90～100点	秀	A ⁺	4
80～89点	優	A	3
70～79点	良	B	2
60～69点	可	C	1
～59点	不可	F	0

(GPA)

第3条 GPA とは、個々の学生の学習時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、評価を受けた授業科目の GP に当該科目の単位数を乗じた値を総計し、その値を評価を受けた授業科目の総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPA の算出対象科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不可 (GP=0) の判定を得た場合、当該 GP 及びその学修に費やした単位数は GPA 算定対象に含まれるものとする。

- (1) 他大学等で修得した単位であって、本学の単位として認定した科目
- (2) 国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条第5項及び第6項並びに国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第5条第5項及び第6項において定める成績を合格又は不合格で判定する科目
- (3) その他特別の事情により対象に含まないことを医学・看護学教育センター学部教育部門会議にて決定し、あらかじめ学生へ通知した科目

3 GPA は、前項に規定する GPA 算出対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期 GPA」、当該年度における同指標としての「年度 GPA」及び在学中の全期間における指標としての「累積 GPA」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、専門教育科目については単位制ではなく授業時間制を採っているため、当該科目については、その所定の授業時間数を講義及び演習については 15 時間、実験については 30 時間及び実習については 45 時間の授業の時間をもってそれぞれ 1 単位に仮に換算（以下「換算単位数」という。）のうえ、GPA を計算する。

【計算式】

- ・ 学期 GPA = 当該学期に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 当該学期に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数（換算単位数を含む。）の総和
- ・ 年度 GPA = 当該年度に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 当該年度に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数（換算単位数を含む。）の総和
- ・ 累積 GPA = 在学全期間に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 在学全期間に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数（換算単位数を含む。）の総和

4 GPA は、進級及び卒業の要件としては取り扱わない。

（再履修の取扱い）

第 4 条 再履修により単位を修得した授業科目であって、当該科目が算出対象科目である場合は、過去に得た成績の評価とともに GPA の算出に含めるものとする。

（GPA の通知）

第 5 条 学生への GPA の通知は、学生用 Web サービスで行うものとし、成績証明書には記載しない。

（GPA 算出対象科目の履修の取消し）

第 6 条 GPA 算出対象科目について、履修登録をした授業科目であっても、諸般の事情により履修登録を取消す必要が生じたときは、別に定める履修確認・変更期間に限り、履修を取消することができるものとする。ただし、単位互換制度により履修登録した授業科目については、履修を取消することが出来ない。

2 履修確認・変更期間に履修登録を取消しなかったすべての GPA 算出対象科目は、すべてをその成績評価及び GPA 算出対象として取扱うこととし、履修を放棄した授業科目は不可となる。

（雑則）

第 7 条 この申合せに定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は、医学・看護学教育センター学部教育部門において定める。

附 則

この申合せは、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。